

国民健康 保険税が 変わります



4月から後期高齢者医療制度が始まりました。これまで国民健康保険に加入していた75歳以上の人が、新しい医療制度に移行したことに加えて、地方税法が改正されたことにより、市の国民健康保険税の制度が次のとおり改正されました。

みんなで支え合う国民健康保険制度

後期高齢者支援金等分 20年度から新設します

これまでの国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分を合算した額でしたが、新たに後期高齢者支援金等分が加わります。

これは、後期高齢者(75歳以上の人)の医療費を、74歳以下の人で支援するもので、後期高齢者への医療給付の約4割をその他の医療保険者で支え合うために設けられたものです。

国保税の限度額と 税率が変わります

下の表1に掲げたとおり、国民健康保険税の医療分が今回の制度改正で前年度所得に応じて計算する所得割、資産に応じて計算する資産割、1人当たりの均等割、世帯ごとの平等割がそれぞれ減額。課税限度額も9万円引き下げて47万円となりました。

新設された後期高齢者支援金等分は、所得割が1.9割、資産割が4割、均等割が6,400円、平等割は5,000円で、限度額は12万円です。

介護分は、大きな変更はなく、平等割が6,000円に減額されました。

●表1 20年度の国民健康保険税率(4月から適用)

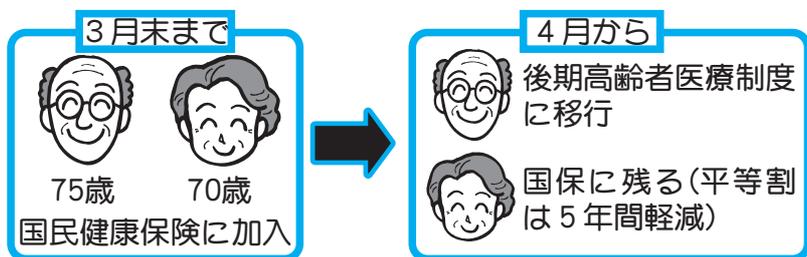
区分(年税額)		医療分		後期高齢者 支援金等分	介護分(40~64歳)	
		19年度	20年度改正	20年度新設	19年度	20年度改正
所得割	加入者の前年度所得に応じて計算	7.8%	5.9%	1.9%	1.32%	1.32%
資産割	加入者の資産に応じて計算	30.0%	26.0%	4.0%	7.0%	7.0%
均等割	加入者一人当たりの額	24,000円	17,600円	6,400円	6,700円	6,700円
平等割	一世帯当たりの額	30,000円	25,000円	5,000円	6,050円	6,000円
課税の最高限度額		56万円	47万円	12万円	9万円	9万円

●表2 国保税納付方法の判定例

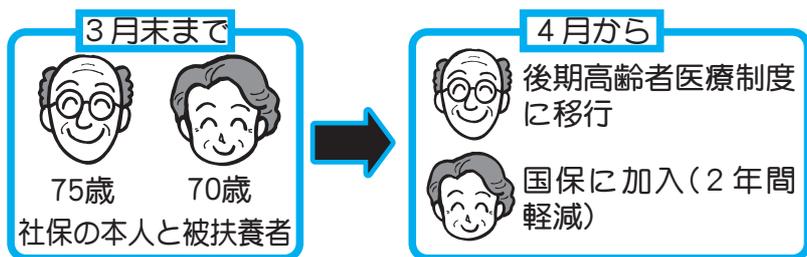
世帯主(国保) 72歳、妻(国保) 68歳	年金天引き
世帯主(国保) 72歳、妻(国保) 63歳	納付書・口座振替
世帯主(後期高齢者制度、擬制世帯主) 78歳、妻(国保) 68歳	納付書・口座振替
世帯主(社会保険、擬制世帯主) 72歳、妻(国保) 68歳	納付書・口座振替
世帯主(国保) 72歳、妻(国保) 68歳、子(国保) 33歳	納付書・口座振替
世帯主(国保) 72歳、妻(国保) 68歳、子(社会保険) 33歳	年金天引き
世帯主(国保) 72歳、妻(後期高齢者医療制度) 78歳	年金天引き

※擬制世帯主とは、世帯主本人が国保以外の保険に加入している人

◆図1 世帯割分の保険税緩和措置(例)



◆図2 被扶養者の保険税緩和措置(例)



以上)が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の加入者が減少しても、5年間は移行した人の数・所得を含め、負担軽減の判定をします。

※この措置が適用されるのは、後期高齢者医療制度に移行した人と継続して同一世帯である場合です。

B 世帯割分の保険税軽減
国民健康保険から75歳以上の人(一定の障害のある方は65歳以上)が、後期高齢者医療制度に移行することで単身世帯になる場合には、5年間「医療分」と「後期高齢者支援分」についての平等割を2分の1にします(図1を参照)。

※この軽減が適用されるのは、国民健康保険に残る人が1人で、後期高齢者医療制度に移行した方と継続して同一世帯である場合です。

C 被用者保険の被扶養者であつた人の保険税の減免
後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳の人や制度創設後に75歳に到達する人が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、その人の被扶養者が、国民健康保険に加入となる場合(旧被扶養者)、新たに保険税を負担すること

になります(図2を参照)。

そのため、その扶養されていた人(国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の)について2年間、次のように減免します。

- 所得割、資産割は、所得や資産にかかわらず賦課しない。
- 均等割を半額にする。(7割・5割の軽減にあてはまる人はそちらが優先)
- 社会保険などの被扶養者になつていた人のみの世帯は、平等割を半額にする。(7割・5割の軽減にあてはまる人はそちらが優先)

国保税の2割軽減措置が申請不要に
所得が少ない世帯の国民健康保険税の軽減を図るため、前年の世帯所得合計に応じて、均等割額と平等割額をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する制度があります。このうち2割軽減を受けるには、申請する必要がありますが、20年度からは申請の必要がなくなりました。

該当する世帯については、前年の世帯所得に基づき、自動的に税額の軽減を行います。詳しくは、市企画総務部税務課(☎76-2111、内線1246)まで。

対象者の国保税を年金から天引きに

市は、これまで納付書・口座振替で加入者の皆さんに国民健康保険税の納付をお願いしてきました。10月から、対象となる人については、原則として受給している年金からの天引きによる納付方法に変わります(9月までは従来どおりです)。

次の要件すべてに該当する

人は、国民健康保険税の納付方法が公的年金からの天引きに変わります。

- ①年金を年額18万円以上受給している人
- ②国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主の人(擬制世帯主を除く)
- ③介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

左の表2に具体的な事例を掲げていますので、参照してください。

ください。

後期高齢者医療制度創設による緩和措置
市は、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、国民健康保険税が急激に増えることがないように、次のとおり緩和措置を行います。

A 所得が低い世帯の軽減
国民健康保険税の軽減の判定をするとき、75歳以上の人(一定の障害のある人は65歳



地域の未来を語る

市長と市民の テーマトーク

懇談テーマ「協働によるまちづくりなど」

対話団体…八幡平市男女共同参画ネット

ワークショップ(中軽米こう子会長、会員40人)

日時…3月25日(火)、午後1時半～

場所…松尾総合支所 参加者…20人

① 地域が支える協働のまちづくりについて

市長 地域の皆さんが地域で支え合うまちづくりをするべきだという発想で、地域振興協議会をつくりました。まだ浸透していないところもあるようですが、皆さんの地域でどうですか。

市民 地域振興協議会の活動をしているのは男性ばかりなので、女性には見えにくいのが現状です。

市長 協議会で地域をもっともっと盛り上げてほしい。女性も一緒に参加できるように協議会に話をしてください。

市民 地域によって違うかもしれませんが、女性が発言すると後でうわさになることもあり、話にくい状況です。

市長 確かに役員は男性が多いようですが、市は人選について指導していません。強制はできませんが、女性も参加

してもらえる組織にするよう伝えることはできます。

市民 ぜひ、そうしてもらいたい。

市長 松尾の地域振興協議会は全体で1つですが、これは大きすぎませんか。例えば大字単位で支部などを設ける方法もありますか。

市民 そういう区割りであれば、女性も参加しやすい体制になるのではと思います。

② 合併3年目の市政と地域の均衡について

市民 先日、安代から西根病院に行くのがすごく大変だと言っている人がいました。そういうことに対応はできないものではないでしょうか。

市長 西根地区の患者輸送バスを大更駅経由にする方法のほかには策がない状態です。

市民 病院を移転改築しなくても、患者輸送バスを大更駅経由にしてもらえれば通院し

やすくなると思います。

市長 市の患者輸送車をあまり便利にすると、タクシーやバス事業者の経営を圧迫します。路線バスには、年に1千万円ほど支払って継続してもらっている経緯もありますので、ご理解ください。

市民 西根・松尾地区での会議には、安代地区からバスを運行してもらえると参加率が上がると思います。その辺も配慮してもらいたい。

市長 合併後のまちづくりの基本になっている新市建設計画は、安代分の約束事はかなり進みましたので、今度は西根・松尾の分に取り掛かります。今までの歴史を尊重しながら、均衡を図っていくことは本当に難しいですが、この建設計画を実行していけば、大丈夫です。



地域の皆さんと、懇談を深めました



③ 次代を担う子どもの健全な育成について

市民 子どもたちに食の力をつけてもらうための活動をしていきますが、生徒たちが実習する機会が少ないように感じます。

市長 議会でも同じような質問が生まれて、教育長も考慮しながらやりたいと答弁しています。学校側にも、取り組んでもらえるよう教育委員会に話しておきます。

市民 農産物にも触れながら取り組むことができればいいと思います。

市長 最近では市でも出生より死亡者の数が多く、とにかく子どもが生まれない状況です。**市民** 結婚していない人がたくさんいます。いくら子育てに支援しても、無駄になりません。それよりも結婚させる方が先だと思っています。

市長 行政では、どうしても

子育てと結婚の支援をしなければならぬような時代の風潮ですね。

市民 市では、後継者対策を担当する組織がありますか。

市長 ありませんが、結婚して子どもを増やしてもらったため、どんな取り組みができるか考えてみます。

④ ごみ不法投棄など環境問題について

市民 道路わきや川に捨てられているごみが目立つようになりまし。ごみ処理の有料化などが始まってしまつと、山間部の不法投棄が懸念されます。

市長 ポイ捨て禁止条例などによる規制はできます。行政で条例化することも可能ですが、議員からの提案があれば、もっといいです。ぜひ、地元議員に働きかけてください。

市民 条例の規制があればいいと思うんですが

市長 身近なことは身近な自治体でできる制度になっています。

市民 ごみの分別などはどんな状況ですか。



不法投棄防止に取り組んでいます

市長 家庭ごみの分別は、とても進んでいるようです。市外の団体のごみの分別表を見て驚いていました。分別することで、資源として売ることができ。年間1千万円ほどの収入になっています。

市民 市に還元されているのであればうれしい。ごみを分別しながら、これは一体どうなっているんだろうと思つていましたから、役立っているのあれば、努力して今後もごみを分別していきたい。

市長 そういうこともアピールしないダメですね。

市民 ぜひ、アピールしてください。なぜ、分別しているのかが分かりますから。

⑤ 市における男女共同参画の状況について

市長 市の審議会や協議会に

は、3割くらいは女性を入れるようにしています。ただ、公募委員には女性の応募がないのが現状です。女性の参加を拒んでいませんので積極的に参加してください。

市民 機会があつたら検討してみます。

◆その他テーマ外の事項◆
市民 文化施設建設について、どのように考えていますか。

市長 大規模で立派な施設ではなく、財政規模にあった施設を考えています。

市民 限界集落が増加して、高齢者が冬場の生活で困っています。空き施設などを活用して何とかできませんか。

市長 既存の施設を使って冬場のお年寄りの生活の場としてできるか、規制が多く難しいですが研究してみます。

市長とテーマトークをしませんか？

市は、市民の皆さんからの意見や提言を、よりよいまちづくりに生かすため、まちづくり懇談会（市長と市民のテーマトーク）の開催希望団体を募集しています。

- 対象 市内で活動する団体やグループ（組織化されていないグループも可）。最小5人。
- 対話内容 市政に対する提言を基本とします（要望・相談、他人を誹謗・中傷する内容は対象外とします）。
- 開催期間 21年3月まで。午前10時から午後9時までの範囲内で、1開催につき2時間まで。
- 開催日時、場所 申込団体と協議して決定します。
- 申し込み方法 希望団体は、市企画総務部総務課、各総合支所地域振興課、柏台出張所、田山支所にある申込用紙に必要事項を記入して、開催希望日の1カ月前までに、用紙配布窓口に提出してください。申込用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。申し込みなど詳しくは、市企画総務部総務課広報統計係（☎76-2111、内線1218）まで。

畠山亀五郎さんに瑞宝単光章

国勢調査などの功労に春の叙勲

国や地方の発展などに功績のある人を顕彰する20年春の叙勲の受章者が、4月29日に発表されました。

市からは、畠山亀五郎さんが統計調査員として長年にわたり、国勢調査など各種統計調査に従事した功績が認められ、瑞宝単光章を受章しました。おめでとうございませう。

畠山さんは、昭和30年に国勢調査員に任命されて以来、国勢調査に11回、農林業センサスに10回、県農林業統計調査に22回従事。通算43回の統計調査に当たりました。伝達式は5月23日に市役所



はたけやま かめごろう
畠山 亀五郎 さん
(82歳・打田内)

統計調査員のほか、安代町消防団副団長などを歴任し、地域の発展に多大な貢献をしました。



田村市長から畠山さんへ勲章などを伝達しました

で行われました。田村正彦市長から、畠山さんに勲章などを伝達し、長年の功績をたたえました。

特定非営利活動法人風景の生命を守る地域づくりネットワーク(田村麗丘代表理事)は

5月13日から6月9日にかけて、道の駅にしねで縄文街道巡回展を開催しています。

同ネットワークに所属する漫画家の小田ひで次さん(西根地区出身)が描いた、北東北3県に残る縄文文化や環状列石、自然を巡る「縄文街道すぐろく」の原画など、イラスト13

点を展示しています。

同ネットワークは、八幡平市から青森市までを結ぶ東北自動車道、国道282号、国道7号のエリアを縄文街道と位置付け、縄文から続く北東北の風景や文化を情報発信しています。

会場を訪れた人は、興味深そうにイラストを鑑賞していました。この巡回展は、秋田県鹿角市などで開催予定です。

北東北の風景や文化などを紹介 縄文街道巡回展を開催

柏台小学校は5月22日、命の大切さについて考える紙芝居の読み聞かせ会を行いました。

市人権擁護委員の高橋良二さん(柏台)が、紙芝居「ぐらぐらもりのおぼけ」を読み聞かせ。同校の低学年34人が真剣な表情で聞き入りました。

この紙芝居は、森の動物たちが主人公です。いじめが良くないことや、命の重さ・大切

さをわかりやすく表現しています。お話を理解することで、心の豊かな子どもに成長してもらおうと、法務省と人権擁護委員連合会が共同で企画したものです。

紙芝居が終わると、児童たちは大きな拍手を贈り、「弱い者いじめや、悪いことはいけない」などと感想を述べ、命の大切さについて、理解を深めました。

紙芝居で命の大切さを学びます

命について考える読み聞かせ



児童たちに命の大切さについて考えてもらう紙芝居を読み聞かせました



展示されたイラストを鑑賞する来場者

地域の介護保険事務を行う 介護認定調査員募集中です

八幡平市、岩手町、葛巻町の介護保険事務を行う盛岡北部行政事務組合では、次のとおり介護認定調査員を募集します。

■募集人員 1人

■受験資格 介護支援専門員、保健師、看護師のいずれかの資格を持つ人で、八幡平市、岩手町、葛巻町に住所がある昭和33年4月1日以降に生まれた人

■勤務条件 ①採用時期：7月中旬、②勤務時間：土日・祝日などを除く午前9時から午後4時まで、③職務内容：介護認定申請者の認定に必要な調査、④報酬：組合規定による、⑤保険制度など：雇用保険、健康保険、厚生年金制度があります

■申込方法 盛岡北部行政事務組合事務所・市生活福祉部長寿社会課に備え付けの申込書と履歴書、資格免許証の写しを添付し、持参または郵送で申し込んでください。

■申込期限 6月27日(金)(必着)

■試験日時 7月上旬

■試験方法 面接試験

■採用通知 合格者に通知します

詳しくは、盛岡北部行政事務組合(☎74-2716)まで。

行政相談委員(松尾地区)に 高橋京一さんが委嘱される

高橋京一さん(松尾寄木)が新たに松尾地区の行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。



行政相談委員は、行政に関わるさまざまな相談事や意見を受け付けて、助言をしたり、行政運営の改善に役立てる仕事を無報酬で行っています。日ごろ感じている要望や助言、相談したい事項などがありましたら、毎月定期的に相談所を開設していますので、お気軽にご相談ください。

なお、西根地区・日戸久雄さん、安代地区・佐藤恵一さんの両相談委員はこれまでどおり変更はありません。

■行政相談委員と相談所開設日(敬称略)

○西根地区 日戸久雄(毎月20日)

○松尾地区 高橋京一(毎月第3月曜日)

○安代地区 佐藤恵一(毎月14日)

※相談所の開設日時・場所については、広報はちまんたい紙上の行事予定をご確認ください。

詳しくは、市企画総務部総務課行政係(☎76-2111・内線1214)まで。

市設置・管理型浄化槽設置希望者を追加募集します

污水処理をしていない家庭では、生活雑排水をそのまま水路などへ放流しており、悪臭やハエ・蚊の発生、さらには農作物への悪影響も懸念され、水質汚濁の大きな原因となっています。

市は、このような水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進しています。20年度分の市設置・管理型浄化槽の予定数に若干の余裕がありますので、希望者を次のとおり募集します。

■対象地域 公共下水道事業区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水事業区域、集合浄化槽区域を除く八幡平市全域(一部該当にならない区域がありますので、問い合わせください)

■申込方法 市松尾総合支所内上下水道部下水道課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、図面など必要書類を添付して提出してください。

※申請書などの郵送を希望する場合は、市上下水道部下水道課まで連絡してください。

■申込期限 6月30日(月)

※申請の前に用意していただく書類や、手続きなどがありますので、期限にかかわらず早めに問い合わせください。なお、設置予定基数に達した時点で締め切りますので、ご了承ください。

■市設置・管理型浄化槽とは 市が、浄化槽本体を設置し、その後の維持管理を行います。ただし、浄化槽本体以外の宅内排水設備工事や流入管・放流管工事は個人が行うことになります。

また、設置した人は、分担金と毎月の浄化槽使用料を納めていただきます。

詳しくは、市上下水道部下水道課(☎74-2111、内線2219)まで。